

令和 7 年 5 月

源泉所得税相談会場のご案内

専従者や従業員に給与の支払をしている事業主の方は、源泉徴収を行い源泉所得税を納める必要があります。納期の特例（半年ごとの納付）の手続きをされた方は、上半期分の納付期限が 7月10日(木) までになります。（※毎月納付の方は別途ご相談ください。）

納付額が0円の場合も、納付書を税務署に提出しなければなりません。

※ 納付額のない納付書は金融機関等では取り扱いできません。青色申告会できりまとめて税務署へ提出いたします。（所轄税務署が戸塚税務署以外の納付書はお預かりできません）

令和6年分の年末調整により生じた過納額の還付手続きが必要な方は、下記書類を必ずご持参下さい。書類不備等の場合は、事務所にてご相談となります。事前にご予約の上ご来所いただきますようお願いいたします。

下記会場でご相談をご希望の場合は事前予約制となっております。6/20（金）までにご予約をお取りください。

日 程	会 場	住 所
7月2日(水)	JA 横浜 大正支店	戸塚区原宿 4-15-5
7月3日(木)	JA 横浜 本郷東支店	栄区上郷町 84-22
7月4日(金)	JA 横浜 川上支店	戸塚区前田町 85
7月7日(月)	JA 横浜 本郷支店	栄区桂町 279-24
7月9日(水)	JA 横浜 和泉支店	泉区和泉中央南 4-4-5
7月10日(木)	JA 横浜 中川支店	泉区岡津町 145-3

○ 予約相談時間 午前 10：00～12：00（午前のみ開催）

○ 持参する物

- ・ 令和7年分「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」
- ・ 令和7年分「給与所得に対する源泉徴収簿」（給料の支払日と金額を書いた用紙）
- ・ 令和6年分「給与所得に対する源泉徴収簿」
- ・ 納付書（所得税徴収高計算書）令和6年分の控え
- ・ 納付書（所得税徴収高計算書）未使用分
※用紙のない方は会場で用意いたしますので、給与額の明細が分かるようにご準備ください。
- ・ 還付先口座番号

◆ご予約等は、戸塚青色申告会 事務局までお願いします◆

一般社団法人 戸塚青色申告会

Tel：045-881-8558 Fax：045-861-3505